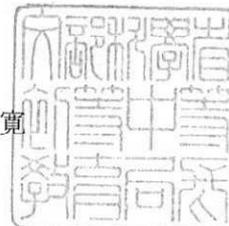


(写)

2 文科初第 952 号
令和 2 年 10 月 21 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長 殿
各 都 道 府 県 知 事

文部科学省初等中等教育局長
灌 本 寛



(印 影 印 刷)

産業教育振興法施行規則の一部を改正する省令の施行について (通知)

このたび、産業教育振興法施行規則の一部を改正する省令 (令和 2 年文部科学省令第 37 号。以下「省令」という。) が別添のとおり、令和 2 年 10 月 16 日に公示され、同日施行されました。

本改正は、令和 4 年度から新高等学校学習指導要領が実施されることに伴い、産業教育の適切な実施を図るため、産業教育のための実験・実習に係る施設及び設備の国庫補助の対象となる基準の一部を改正するものです。

ついては、下記の事項について御了知の上、各都道府県教育委員会におかれては、所管の関係高等学校及び域内の指定都市を除く関係高等学校を設置する市町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の関係高等学校に対し、各都道府県知事におかれては、所轄の学校法人に対し、御周知くださるようお願いいたします。

なお、今回の改正に当たり、産業教育振興法施行規則で示す実験・実習に係る施設・設備の基準を踏まえ、公立の高等学校については学校施設環境改善交付金を活用し、又、私立の高等学校については私立学校施設整備費補助金 (私立高等学校産業教育施設設備費) 及び学校教育設備整備費等補助金 (高等学校産業教育設備整備費) を活用し、整備することが可能な施設・設備の例についても見直しましたので、送付いたします (参考 1 : 産業教育施設一覧、参考 2 : 産業教育設備一覧)。

新高等学校学習指導要領においては、職業教育を主とする専門学科について、職業に関する教科・科目の目標に実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して資質・能力の育成を目指すことを新たに明記したところであり、その実現には、実験・実習に係る施設・設備の充実が極めて重要です。高等学校の設置者におかれては、産業教育の振興に向けて、各学校における実験・実習に係る施設・設備の状況を絶えず把握し、計画的な整備・充実に努めていただくよう、よろしく願いいたします。

記

1. 改正の基本方針の概要は次のとおりであること。

新学習指導要領では、専門学科について専門性の基礎・基本を一層重視するとともに、専門分野に関する知識と技術の定着を図る観点から科目の構成や内容の改善を図ったことを踏まえ、新学習指導要領の円滑な実施に資するよう、産業教育のための施設・設備基準を改正すること。

2. 前回改訂 (平成 24 年) からの品目の変化などに対応して改正すること。 (省令別表一 (二))
3. 科目群に属する科目名について新学習指導要領に対応して改正すること。 (省令別表二)
4. 科目群ごとの単位数について新学習指導要領に対応して改正すること。 (省令別表三)

5. その他、所要の規定の整備を行うこと。
6. この改正省令は、令和2年10月16日から施行すること。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局

参事官（高等学校担当）付産業教育振興室

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL 03-6734-2380(直通)

メール sangyo@mext.go.jp